

# 期間設定と割当総量について

## 1. 第2回検討会 資料2「国内排出量取引制度の論点について」における整理

制度の構成要素		国内排出量取引制度の論点	
		主な論点	その他の論点
【期間設定】	・目標期間をどのように設定すべきか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・例えば、2050年までといった長期間にわたる目標を適切に設定することにより、制度の見通しを透明化し、設備投資や技術開発といった企業の長期的な戦略に対して、明確なシグナルを発信すべきである。</li> <li>・国際枠組みに即した設定(例えば2020年)も必要と考えられる。</li> <li>・まったく新しい仕組みであることから、本格的な導入に先立ち、試行的な導入期間を設けることも考えられる。</li> </ul>	・様々な状況変化を踏まえて目標を見直すことをどう考えるか。
【割当総量】	・割当総量は、どのように設定すべきか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一約束期間中に開始する場合には、制度開始後、対策を実施する期間が短いことから、既に定められた京都議定書目標達成計画における目標をベースとすることが考えられる。</li> <li>・2013年以降については、我が国の中期目標・長期目標をベースとして、これと整合するように、国内排出量取引制度でカバーされる部門の割当総量を設定することが考えられる。</li> </ul>	

## (1) EU-ETS (EU域内排出量取引制度)

期間設定と各期間の割当総量は以下のとおり。

期間	割当総量
第1フェイズ(2005年～2007年)	+8.3%(2005年比)
第2フェイズ(2008年～2012年)	-5.7%(2005年比)
2013年～2020年	2008-2012年平均から毎年1.74%ずつ直線的に削減。(2020年に-21%)
2021年以降	毎年1.74%ずつ削減(削減率は、2025年までに見直し)

### 考え方

期間	考え方
第1フェイズ(2005年～2007年)	試行的取組
第2フェイズ(2008年～2012年)	京都議定書の削減目標達成に向けた取組だが、時間的制約から第1フェイズの運用を概ね踏襲。
2013年以降	制度案作成に際して実施されたインパクト・アセスメントにおいて、以下のような検討経緯が示されている(同アセスメントは、「明確で歪みのない長期的な炭素価格シグナルの強化を通して、欧州の低炭素経済への移行と先進的低炭素投資の決定に貢献すること」を目的の一つとして実施)。

### (キャップの設定にかかる予測可能性を向上のためのオプション及びその評価)

オプション	<p>5年間(第3フェイズ:2013～2017年、第4フェイズ:2018～2022年)</p> <p>8年間(2013～2020年)</p> <p>18年間(2013～2030年)</p> <p>5年間。加えて、あるフェイズ開始以前にその次のフェイズのキャップまで設定。(例 第3フェイズ開始以前に第3と第4フェイズのキャップを、第4フェイズ開始以前に、第4と第5フェイズのキャップを設定。)</p> <p>8年間。加えて、2020年まで、そして2020年以降のキャップのトレンドライン(例 削減率)を設定。加えて、2020年のキャップを予め設定しておく。</p>
評価軸	<p>(a)有効性(effectiveness) オプションが、どこまで予測可能性を高めることができるか。</p> <p>(b)効率性(efficiency) オプションが、一定の資源、最小限のコストで、どこまで予見可能性を高められるか。</p> <p>(c)一貫性(consistency) オプションが、経済、社会、環境の間でトレードオフを生じさせにくいものであるか。</p>

(評価結果)

オプション	評価軸(a)	評価軸(b)	評価軸(c)
	×	×	
	×	×	

評価軸(a): …キャップ設定の予見可能性を向上させないため、有効ではない。  
…期間が長すぎるために新情報に対する柔軟性に欠ける等の理由から、有効ではない。  
…予測可能性を高める。

評価軸(b): …予見可能性を向上させるという目標を充たさないため、そもそも追加コストの予測ができない。  
…不確実性が大きく、追加コストの予測は困難。  
…現状と比べて殆ど追加コストをもたらさない。

評価軸(c): ~ …全オプション問題なし。

→オプション のみ、更に分析。

オプション …2020年以降のキャップ設定について全く未定であり、最も確実性が少なく、柔軟性が高い。  
オプション … よりも、2020年以降の排出削減についてより確実である、期間が長く政府と事業者にとっての管理コストが減る、との利点があるために、優れている。

→よって、全オプションの中で、      が最適である。

## (参考1)

EU委員会の委託に基づき、マッキンゼーとEcofysは2005年6～9月にEU排出量取引制度の運用に対する評価について、政府機関や企業等を対象に電子メールを用いたアンケート調査を行った。330箇所からの回答を得て、中間レポートが2005年11月に発表されている。(最終報告書は2006年6月発表)。

アンケート調査から得られた主な分析結果は以下の通りである。

- 殆どの回答者が、割当ルールや新規参入者 / 撤退ルールの取り扱いを最重要視している。これらのルールを安定化させ、長期に渡り不確実性を取り除くことに対するニーズが大きい。特に企業は、10年以上の割当期間(目標期間)を設定し、割当量を2～3年前に定めるよう求めている。
- その一方で、望ましい割当ルールのあり方については意見の集約が見られていない。特にベンチマーキングについては、生産量の想定方法や国 / 個別企業の違いに応じた配慮の仕方によって、企業の受け入れ易さが左右されることが示唆された。

ルールを変更する際には、十分な時間をとり企業の意見を反映するよう、政府 - 企業間の協議プロセスを改善することが必要である。

## (参考2)

また、2050年といった長期の目標に関しては、2012年以降も毎年1.74%ずつ直線的に削減させる(2025年までに削減率を見直す)、としていることに加え、EU及び各国は、それぞれ長期目標を設定し、長期大幅削減についてのメッセージを発信している。

## (2050年の目標)

国名	目標	対象物質	備考
EU	-60 ~ -80% (1990年比)[2050年]	温室効果ガス	環境相理事会(2005年3月)
英国	-60% (1990年比)[2050年]	CO2	Climate Change Bill(下院審議中)
ドイツ	-80% (1990年比)[2050年]	温室効果ガス	議会諮問機関(2002)、 連邦環境庁報告(2002)
フランス	-75% (2000年比)[2050年]	温室効果ガス	政府方針(プログラム)

## (2) 米国リーバーマン・ウォーナー法案

2012年～2050年までの長期目的のタイムスケールを設定し、各年度の割当総量を法案で明記している。  
(削減目標: 2020年 2005年比19%削減、 2050年 2005年比70%削減)

年	排出枠の量(単位:100万)	年	排出枠(単位:100万)
2012	5,775	2031	3,754
2013	5,669	2032	3,647
2014	5,562	2033	3,541
2015	5,456	2034	3,435
2016	5,349	2035	3,328
2017	5,243	2036	3,222
2018	5,137	2037	3,115
2019	5,030	2038	3,009
2020	4,924	2039	2,903
2021	4,817	2040	2,796
2022	4,711	2041	2,690
2023	4,605	2042	2,584
2024	4,498	2043	2,477
2025	4,392	2044	2,371
2026	4,286	2045	2,264
2027	4,179	2046	2,158
2028	4,073	2047	2,052
2029	3,966	2048	1,945
2030	3,860	2049	1,839
		2050	1,732

リーバーマン・ウォーナー法案が2050年を目標としている主な理由:

科学的な議論の結果として2050年までに二酸化炭素濃度を一定化するための大幅な削減が提唱されたこととの  
整合を取るため

長期的かつ革新的な技術開発とそれに対する投資を促進するため

### 3. 制度オプション試案に向けて

期間設定と各期間の割当総量の決定に際しては、以下を考慮することが考えられる。

期間設定について、排出量取引制度が長期的な設備投資の意思決定に反映されるよう、より長期の視点で目標を設定する。また、周知期間を十分とり、対象期間の数年前に割当量を確定させておくことが望ましい。

各年次の割当総量について、削減ポテンシャルや技術開発の見通し(ボトムアップ)、科学が示す削減必要量(トップダウン)等を総合的に勘案して設定する。

具体的には、以上のような考え方を踏まえた我が国の中期目標・長期目標をベースとして、これと整合するように、国内排出量取引制度でカバーされる部門の割当総量を設定することが考えられる。

以上に基づき、例えば、次のような期間設定が考えられる。

・第1期間: 例えば～2012年度

短期的な期間であるため、各年次の割当総量は、既に定められた京都議定書目標達成計画における目標をベースとすることが考えられる。

・第2期間: 次期国際枠組みに相当する期間(例えば2013年度～2020年度)

各年次の割当総量は、次期国際枠組みにおける我が国の中期目標をベースとすることが考えられる。

・第3期間以降: 長期的に低炭素社会づくりを実現するとの何らかのシグナルを発信することが考えられる。